

別表（第3条関係）

| 項目 | 内容 |
|---------|---|
| 補助対象事業費 | ワーケーション導入に係る環境整備事業 |
| 補助対象要件 | <p>① 導入を目的とする施設等にある既存公衆用インターネット接続環境とは別に、新たに「ワーケーション」を目的としたWi-Fi等の環境設備導入に係る経費</p> <p>② 「ワーケーション」導入の取り組みについて、ホームページ等を用い、対象となる利用者へ向けた情報発信に係る経費</p> <p>※補助対象で必須となる経費</p> |
| 補助対象経費 | <p>設備投資に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Wi-Fi等の環境整備に要する経費 ・ ワーキングスペース構築に係る改装経費（机、椅子、パーティション、Web会議用モニター、マイクスピーカー） <p>宣伝営業に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周知ポスター、チラシや看板等及び広告宣伝に係る経費 |
| 補助率 | <p>補助対象経費に係る10分の10</p> <p>ただし、上記補助対象経費あたり1事業者1回までとし、複数回の申請は不可とする</p> |
| 補助限度額 | 1事業者において上限50万円とする |

備考 次に掲げる経費については、補助対象としない

- (1) ワーケーションに関連性のない改装に係る経費
- (2) 一般の業務に関わる事務用品や賃貸を目的とし、ワーケーション導入に直接関連がない備品（タブレット、パソコンなど）の購入に要する経費
- (3) 施設や備品などに係る使用料、通信料、リース料、保険料及び光熱水費などの維持管理に要する経費
- (4) 国や県によるワーケーション導入などの補助制度を用いた事業経費